

# 3. 人権意識の高揚



## 基本方針

本市では、「橿原市人権擁護に関する条例」に基づき、市民がお互いに尊重し合う明るいまちづくりに取り組んできました。しかし、依然として、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等にかかわる人権問題が存在しています。このような状況をなくし、すべての市民が、人権の尊重された社会で暮らすことができるようにするため、橿原市人権問題啓発推進本部を全市的な推進組織として人権施策を進め、市民の人権意識の高揚を図っていきます。

## 現状と課題

今日までの取組にもかかわらず、いまだに差別事象が発生し、差別意識、ねたみ意識、誤った認識を取り除くことが課題として残されています。また、人権意識の確立、人権尊重社会の実現を目指し、職員はもとより市民が同和問題をはじめ様々な人権問題についての正しい理解と認識を培うよう、啓発活動に努めてきましたが、必ずしも市民の興味・関心・共感を呼び起こすに至っていない面があります。その要因として、人権研修・人権市民講座・駅周辺での街頭啓発が、定型的な活動に陥っていると考えられるため、これをわかりやすい・親しみやすいと感じられる内容とし、年齢層や性別等によって関心の持ち方が違うことを踏まえて働きかけていくことが必要となっています。

## 施策指標

| 指標名   | 実績値   |      |      | 目標値   |
|---|-------|------|------|-------|
|   | H16   | H17  | H18  | H24   |
| 市民講座の参加者数   | 88人   | 135人 | 197人 | 250人  |
| 講演会の参加者数  | 553人  | 718人 | 552人 | 750人  |
| 人権問題に関する市民意識調査において教育や啓発等の取組の成果が「特にない」「無回答」とした人の割合 | 35.9% | -    | -    | 20.0% |
| 人権が侵害されたと感じた人の割合                                  | 16.7% | -    | -    | 10.0% |

## 今後の取組

### 1 街頭啓発の推進

7月(差別をなくす強調月間)と12月(人権週間)の年2回、人権擁護委員との合同による街頭啓発を、また、毎月11日に職員による街頭啓発を近鉄八木駅周辺等において実施し、人権意識の高揚を図っています。今後、駅前以外の往来の多い場所や市のイベント会場周辺においても、啓発を実施します。

- 「差別をなくす強調月間」街頭啓発
- 「人権週間」街頭啓発
- 「人権を確かめあう日」街頭啓発

### 2 人権啓発講演会の実施

差別をなくす強調月間のイベントの一つである「人権を考えるつどい」や奈良県下一斉の取組として開催している「人権を確かめあう日」集会等、人権啓発講演会を開催し、人権意識の高揚を図ってきましたが、必ずしも市民の興味・関心・共感を呼び起こすに至っていない面があります。今後は、より多くの市民の参加が得られ、広がりを持つように、講師や講演内容、情報発信の方法を工夫し、講演会を実施していきます。

- 人権を考えるつどい
- 「人権を確かめあう日」記念集会

### 3 人権に関する学習機会の提供

市民一人一人が、人権問題を自分自身の課題として受けとめ、理解を深めていくためには、行政主導の知識習得型の学習に偏らず、意識や意見の異なる場合にも自由な意見交換ができる環境づくり、地域・家庭・職場など様々な場での創意・工夫等が必要となります。そのため、年5回開催している人権市民講座の実施方法に工夫を加えることにより、受講者にとって同和問題をはじめとする様々な人権課題についての正しい理解と認識を深める場となるように充実していきます。

- 人権市民講座

### 4 人権にかかわりの深い職業に従事する人への人権問題研修の実施

人権にかかわりの深い職業に従事している人に対して、人権問題に関する理解と認識を一層深めるため、人権に関する研修を積極的に実施します。市職員に実施している人権問題研修を福祉関係者や医療・保健関係者等へ広げていきます。

- 市職員の人権問題研修の実施
- 福祉関係者の人権問題研修の実施
- 医療・保健関係者の人権問題研修の実施

### 5 家庭・地域社会における人権教育の推進

人権教育推進協議会による地区別懇談会などを実施するとともに、社会教育指導員・人権活動支援子ども指導員を地域へ配置する等、地域における人権教育を推進していきます。人権教育を社会教育活動に位置付け、家庭教育学級や地域学級等に講師を派遣し、また、視聴覚教材や成人用・人権教育資料を活用した学習を推進していきます。

- 社会教育指導員派遣事業
- 青少年人権活動支援事業
- 子ども指導員派遣事業
- 啓発用ソフト活用事業
- 人権教育推進協議会への補助

### 6 平和意識の高揚

世界の恒久平和を目指す「非核・平和都市宣言」の趣旨のもと、「戦争の悲惨さ、平和の尊さ」の認識を一層市民に広めるため、次代を担う親子を対象とした啓発事業を更に推進します。

- 平和祈念事業

## 市民等との役割分担

市民集会や市民講座等の人権学習の場へ積極的に参加し、一人一人が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付け、人権問題を自分の事としてとらえ、学び、行動につなげていくことが期待されます。また、身近な人権問題に気付き、生活の場からの解決に向けて、知識・手法・態度を身に付けることが期待されます。